

宮城県クマ出没注意報等発出実施要領

(目的)

第1条 この要領は、クマによる人身被害を未然に防止するため、クマの出没状況等を踏まえた、県民に対する注意喚起等について必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 県民に対する注意喚起等は次のとおりとする。

- (1) クマ出没注意報（以下「注意報」という。）
- (2) クマ出没警報（以下「警報」という。）
- (3) クマ出没特別警報（以下「特別警報」という。）

2 この要領における用語の定義は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 注意報等

注意報、警報及び特別警報をいう。

- (2) 人身被害

クマによって、人が負傷又は死亡するに至った被害

- (3) 目撃等件数

各市町村から県あてに報告されたクマの個体又は痕跡等の目撃件数

- (4) 住居集合地域等

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第38条第2項に規定する住居集合地域等

3 注意報等は「宮城県野生鳥獣被害対策本部設置要綱（令和8年4月1日施行）」における対策本部（以下「対策本部」という。）が発出するものとする。

(注意報の発出)

第3条 注意報は、次の基準に該当する場合において、総合的に判断し発出する。

- (1) 当該月の目撃等件数が、令和7年度を除く直近5か年度における同月平均値の1.25倍に達したとき。
- (2) 同一市区町村内の住居集合地域等において、直近1週間の目撃等件数が2件以上となったとき。
- (3) その他クマの出没による人身被害の発生が懸念されるとき。

(警報の発出)

第4条 警報は、次の基準に該当する場合において、総合的に判断し発出する。

- (1) 当該月の目撃等件数が、令和7年度を除く直近5か年度における同月平均値の1.5倍に達したとき。
- (2) 同一市区町村内の住居集合地域等において、直近1週間の目撃等件数が10件以上となったとき。

(3) 各市区町村の住居集合地域等において、人身被害（死亡被害を除く。）が発生したとき。

(4) その他クマの出没による人身被害の拡大が危惧されるとき。

(特別警報の発出)

第5条 特別警報は、次の基準に該当する場合において、総合的に判断し発出する。

(1) 当該月のクマの目撃等件数が、令和7年度を除く直近5か年度における同月平均値の3倍に達したとき。

(2) 県内でクマによる死亡被害が発生したとき。

(3) 同一市区町村又はその隣接市区町村において、1か月以内に人身被害（死亡被害を除く。）が2回以上発生したとき。

(注意報等の発出期間)

第6条 注意報等は期間を定めて発出するものとし、その期間は、原則として次に掲げるとおりとする。ただし、必要と認める場合は、あらかじめ期間を拡大又は短縮して発出することができるものとする。

(1) 第3条(1)、第4条(1)及び第5条(1)の規定に基づく発出期間は、発出日から1か月間とする。

(2) 前号以外の規定に基づく発出期間は、発出日から2週間とする。

2 発出期間が満了し、かつ、発出基準に該当しなくなった場合には、原則として注意報等を解除するものとする。ただし、人身被害発生のおそれがある場合等においては、この限りでない。

(注意報等の発出区域)

第7条 注意報等を発出する対象区域は、原則として別表1のとおりとする。ただし、必要と認める場合は、対象を拡大又は縮小して発出することができるものとする。

(注意報等の周知)

第8条 県は、注意報等を発出したときは、県の広報媒体や報道機関等を通じて速やかな県民への周知徹底を図るとともに、別表2の関係機関に通知するものとする。

附 則

この要領は、令和5年3月30日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年2月29日から施行する。

附 則

この要領は、令和8年6月1日から施行し、令和8年6月19日から適用する。

【別表 1】

該当基準	対象地域
第3条（1）、第4条（1）及び第5条（1）	全市町村
上記以外	該当する市区町村

【別表 2】

分類	関係機関等	注意報	警報・特別警報
国関係機関	環境省東北地方環境事務所	○	○
	林野庁東北森林管理局	○	○
県関係機関	対策本部の構成員	○	○
市町村	市町村（鳥獣行政担当課室）	○	○
狩猟団体	一般社団法人 宮城県猟友会	×	○
その他	その他（必要に応じ連絡が必要と判断される機関）	×	○